

☆個人確定申告について☆

本年も残すところあと1ヶ月になりました。平成24年分の確定申告について還付申告の適用を受けられる方は、平成25年1月1日から始まり、5年間の期間内に還付申告の手続きを行うことが出来ます。

平成24年分について、納税義務が生じている方については、平成25年2月18日(月)から3月15日(金)までの間に申告及び納税を済まさなければなりません。

振替納税制度をご利用頂くと支払期限を延ばすことができます。所得税は平成25年4月22日、消費税は平成25年4月24日に指定口座から申告を行った税額について自動的に引落とし手続きがされます。まだご利用の手続きをされていないお客様につきましては、各担当者へお問い合わせ下さい。

会社ごとに源泉徴収票や支払調書が発行され、対象者に交付される時期が近づいて来ました。確定申告を行う際に添付資料として必要になりますので、紛失されぬよう大切に保管して頂き、各担当者に提出して下さい。

☆医療費控除について☆

確定申告の、医療費控除について頻繁にお問い合わせを頂く事例がございます。その中から誤りやすい点などを踏まえ、幾つかご紹介します。

①インフルエンザの予防接種 → 対象外

基本的に医療費控除の対象になるものは、治療又は療養による支払に該当し、ビタミン剤や病気の予防、健康増進のための支払いについては医療費控除の対象とされておりません。

②病院までの交通費 → 対象

病院までの電車賃、バスの運賃(領収書が発行されないものについてはエクセルや表に、日付、交通機関、料金等をまとめて頂けるようお願い致します。)

③薬局での医薬品 → 対象

医師の処方箋により薬局で購入したもの、医師の処方箋をもらわずに(診察を受けずに)自分で購入した医薬品は治療又は療養を目的とする場合にのみ医療費控除の対象になります。

医療費控除については、対象となるもの、ならないものの判別が難しいものが多々ございます。ご不明点や確認したい項目がございましたら、各担当者にお問い合わせ下さい。

☆コラム(飯島のつぶやき) ☆

税務調査だっ

年々、月日が経つのが早く感じます。最近では、ここ2年間で1年以内の出来事のように思えます。

特に今年はここに来て税務調査がたて続けに入っています。別に当事務所が税務当局にマークされている訳ではありませんよ。(念のため)

理由は、来年1月より、国税通則法が改正になることから、税務調査の手続きが厳格になるからです。つまり、今のうちに税務調査を行っておかないと来年からは、色々な面で面倒になることを避けているようです。調査の連絡もこれからは税理士事務所と納税者の両方にしなければならなくなります。その際、調査をする理由等も説明することが義務付けられます。

今月は丸一日の時間が取れない旨を説明すると、「半日でも結構ですから」という回答が入ってきます。それならと、調査日程を詰めていくのですが、そもそも、税務調査は調査が終わってからの交渉事が大事。相手がお役所ですから、9時~5時の間に話をしなければなりません。これが結構大変なのです。

しかし、税務調査が無事終了(是認)の連絡が入った時ほど嬉しいことはありません。その日の晩に飲むビールは格別です。今月も早くこの旨いビール何回も楽しむように頑張りたいと思っています。

特別企画

今回、フリーコム・テクノロジー(株)の千川原社長のご好意により、2TBの外付けハードディスクを何と7,875円(定価14,800円)で提供してもらえることになりました。今月25日までの限定で、在庫がある限り何台でも対応していただけます。是非、この機会にお買い求めください。(別紙申込書あり)

年末年始のお知らせ

当事務所の本年度の仕事納めは12/28(金)です。なお、12/26(水)は忘年会、12/27(木)は終日大掃除をいたします。従って、業務は実質26日(水)までとなります。以上、よろしくお願い申し上げます。

今月の一言

『大きくなって小さく見せたい』

毎年、旅行新聞新社が主催する「プロが選ぶ日本のホテル・旅館100選」の総合部門1位として32年連続で総合1位を受賞中の石川県和倉温泉の老舗旅館「加賀屋」のマネージャーが言っている言葉です。規模は大きくなって、細かなところまで気配りができるようサービスに努めなければならないことを例えています。すべての業種、業態に言えることですね。